

○南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当支給に関する規則

〔平成17年4月5日〕
規則第2号

南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当支給に関する規則（平成3年規則第8号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当に関する条例（昭和42年条例第7号。以下「条例」という。）に規定するもののほか、職員の寒冷地手当の支給について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 条例第2条に規定する世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計をささえている者であって、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 南空知公衆衛生組合職員の給与に関する条例（昭和42年条例第6号）以下「給与条例」という。）第9条に規定する扶養親族又は事実上扶養する同居の2親等以内の親族（以下「扶養親族等」という。）を有する者
- (2) 扶養親族等を有しないが居住のため1戸を構えている者又は下宿、間借、寮等の1部屋を専用している者

（適用除外職員）

第3条 条例第2条第2項第2号の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされている職員
- (2) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職にされている職員のうち、給与条例第8条の規定に基づく給与の支給を受けていない職員
- (3) 地方公務員法第29条の規定により停職にされている職員
- (4) 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けている職員
- (5) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条の規定により育児休業をしている職員

（日割計算の額）

第4条 条例第2条第3項の規則で定める額は、条例第2条第1項の規定による額を同条第3項に掲げる場合に該当した月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数

第5章 給与（南空知公衆衛生組合職員の寒冷地手当支給に関する規則）

を基礎として日割りによって計算して得た額とする。

（支給方法）

第5条 寒冷地手当は、給料の方法に準じて支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。